

## 貿易統計の見方

— 貿易統計の統一原則 —

おお いくみ えつ ろう  
大 泉 悦 郎

## は し が き

アジア諸国の貿易統計の原本が、研究所の手にかなり滞りなく手にはいるようになり、一方これら原本の数字をドル表示に統一して再編纂することも電子計算機の力をかりて、できるようになった。原本についてはマイクロ・フィルムによるデータ・サービスが行なわれており、再編纂されたものは *Asian Trade Statistics* の書名で出版されるほか、電子計算機用の磁気テープ、あるいはパンチカードの形で一般の利用に供されるようになった。それぞれについて詳細は巻末の広告でござらんねがうとして、このような貿易統計の数字をこのまま鵜呑みにすることには危険がある。けだし各国の貿易統計はその発生由来が各国の通関業務の一環として派生したところにあるため、必ずしも統計としての慎重な設計が行なわれているとはいえない。のみならず業務上の必要から各国それぞれの特徴が付加されあるいは削除されており、その間に統一を欠いている。したがってこれらの数字を利用される場合は、その成立の過程を一応検討する必要があるだろう。多くの場合、このような知識は各貿易統計書の巻頭にある説明を一読すればおおむねの用は足りるのであるが、その説明をまったく欠いている場合もあり、また説明があっても、その説明が貿易統計に関する一般原則を読者が知悉していることを前提として書かれている場合がほとんどであって、しかも内容を

克明に追ってみると説明不足の点も少なからず見受けられるのである。

以上に関し当研究所の主催で、貿易統計セミナーが一般公開で催されたのを機会に、これに参加されなかった統計利用者各位にも誌上でお伝えすることを目標として、本号以下各号において各国別に貿易統計の特徴を紹介することとしたい。

次に、ここで紹介する貿易統計の範囲について一言する。まず地域の範囲はパキスタン以東の東南アジア諸国であるが、日本についても、最近の日本貿易統計年表が巻頭の説明を省略している事情に鑑みこれを加えることとした。したがってこの地域範囲に属する国名をあげると次のようになる。

1. 日本, 2. 琉球, 3. 韓国, 4. 台湾, 5. 香港, 6. 南ベトナム, 7. カンボジア, 8. ラオス, 9. タイ, 10. マラヤ, 11. シンガポール, 12. 北ボルネオ, 13. ブルネイ, 14. サラワク, 15. インドネシア, 16. フィリピン, 17. ビルマ, 18. インド, 19. パキスタン, 20. セイロン

貿易統計の範囲として次に定めなければならないのは統計の種類である。貿易統計には商品の出入をおさえた、いわゆる通関統計と、Moneyの出入をおさえた為替統計とがあるが、ここで紹介するのは前者についてである。また商品の出入をおさえたものとしては通関統計のほかに輸出認承統計とか輸入承認統計などがわが国の場合では存在するし、Moneyの面でおさえるものとしては、信

用状統計や、輸出信用保険の統計などもあげられるが、これらについてはいっさい触れていない。

貿易統計としての通関統計は、その業務上の必要から、独立にせよ、半独立にせよ、あるいはまったくの従属領土でも、他国と領域を限っているかぎり、なんらかの形で存在する。アジア諸国はインドを除いては統計ははなはだ未発達の状況ではあるが、上述した国名に見られる国々では一応完全な姿での通関統計がみられるのである。

「貿易統計の見方」シリーズの順序としては、まず対象となる通関統計についての一般原則について述べるのが適当であろう。本号では以下これについて概略を述べ、次号以下で、上記各国のものを逐次紹介することとする。

## I 貿易統計の一般原則における問題点

各国の貿易統計書をひもといて、その序文や凡例を読んでみると、共通しているところもあり、また細部によって異なる点もあることに気づく。貿易統計はどんな国にもあって、人口統計や生産統計などがない国でも貿易統計だけはかならず存在する。そのような貿易統計にかんして、作り方に差異があっては国際比較の上からみると好ましくない。

このような配慮から「経済統計にかんする国際条約」は、貿易統計にかんする事項を強制規定にしており、他の経済統計にかんする事項がほとんど任意規定なのにたいし貿易統計の国際比較可能性保持に大きな期待を示している。

「経済統計にかんする国際条約」については、わが国は昭和3年に署名しており、昭和27年12月2日に効力が発生している。この国際条約には次の30カ国が加盟している。すなわち

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、キューバ、チェコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、インド、アイルランド、イス

ラエル、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スイス、アラブ連合(エジプト)、イギリスがこれである。なおアメリカ合衆国、ソ連などは加盟していない。

現在は国連の指導力が強くなっているため、この条約の大部分が実際に死文となっている観もあるが、貿易統計にかんするかぎり、正確な用語の定義は国連の勧告よりはむしろ条約によったほうがよいと考えられる場合も少なくない。わが国の貿易統計は現在なお本筋では条約に忠実である。以上の理由から、以下この条約を目安として解説をすすめる。

この条約の本文において、外国貿易について規定しているのは次の二つの事項である。

(1) 輸出入の数量価格について月報と年報を作成し、かつ発表することを約束する。

(2) 各国の外国貿易統計の比較を容易にするため、統一原則を採用することを約束する。

すなわち、条約では貿易統計をおたがいに公表しあうこと、その貿易統計は統一原則に従うものであることを約束したのである。以下において問題にしたいのは、この統一原則の内容はなにかということである。それは分けると、次のようなものになるのであろう。

### (1) 貿易統計除外商品の範囲

(a) 移動の態様によって除外されるもの

(b) 商品の性格によって除外されるもの

(2) 金額評価

(3) 数量単位

(4) 統計地域

(5) 統計期間

(6) 商品分類

なお(6)については条約ではふれるところがないが、国際比較上はもっとも重要視される問題である。

## II 一般貿易方式と特別貿易方式

きわめて概括的に言えば、とくに例外として断らないかぎり、国の内外に移動する商品は、それらの移動が統計を作成する国の資源を追加するか削減するならば、貿易統計のなかにふくまれると理解してよい。

一般貿易方式と特別貿易方式の差は商品移動のなかのある型のもの、統計作成国の資源の増減に関係ありとみるか、ないとみるかによる差として理解できる。すなわち、「移動の態様によって除外されるもの」が、一般貿易方式におけるのと特別貿易方式におけるのとでは、異なっているのである。

国の内外に移動して、その国の資源の増減に関係のない移動の態様としては通過貿易があげられる。通過貿易はこれを分けて直接通過貿易と間接通過貿易とする。直接通過貿易は一般、特別、いずれの貿易方式においても統計にふくまれないが間接貿易は一般貿易方式においては統計にふくまれ、特別貿易方式においてはふくまれない。

しからば、直接通過貿易、間接通過貿易とはなにか、両者はどの点で違っているのか。これを条約の文面でみると次のとおりである。

「通過貿易とは次に定義するすべての直接および間接の通過貿易の合計とする。

当該統計が適用される地域（前記の定義による）の直接通過貿易は、輸入者の自由処分にまかされず、または倉入れされないうちに単に運送のためにその地域を通過するすべての貨物をふくむものとする。

いずれかの地域の間接通過貿易は、その地域外の地域からくるすべての貨物で当該統計が適用される地域（前記の定義による）にふくまれる現実のまたは疑制の保税倉庫または蔵置場に搬入されたのち、輸入者の自由処分にまかされず、かつ改装、仕分けまたは混合以外の変形、修繕または加工を

されないうちにそこから輸出されるものをふくむものとする。」

実際の扱いとしては、保税倉庫にいったんはいったものは間接通過となり、保税倉庫以外の保税地域にはいって出ていくものとか、港で船から船に積み替えられるものなどが直接通過とされている。

一般貿易方式、特別貿易方式をこのように間接通過貿易をふくむかふくまないかを目安にして消極的に規定することは、実は条約付属書の規定を裏返して試みているのであって、規定の書き方ではもっと一般的に次のように規定している。

まず一般貿易方式については「一般貿易は輸入にかんしては当該統計が適用される地域外のすべての地域からくるすべての商品を、また輸出にかんしては当該統計が適用される地域外の仕向け地に向け、その地域から出るすべての商品をふくむものとする。ただし保税のまま直接に通過し、または港において単に積み替えられる貨物は除外する」と規定する。

特別貿易方式についてみると、その輸入面について次のように規定する。「特別輸入は当該統計が適用される地域における国内消費のためのものとして申告されたすべての貿易およびその地域における変形、修繕、または加工のためのものとして申告された（改良貿易および修繕貿易に通常適用される条件で申告された）すべての貨物をふくむ。改装、仕分け、または混合は、前記の変形または加工を構成しない」。ここでは直接通過をふくめるかふくめないかについてはなにもふれていないが、保税地域内で改装、仕分け、混合を行なう旨を申告した場合、すなわち間接通過に該当する場合でも特別貿易方式では貿易統計にはふくめないというのであるから、直接通過がふくめられないのはもちろんである。

輸出面では次のように規定する。「特別輸出は当該統計が適用された地域内において生産され、ま

たは内国化されたすべての輸出貨物をふくむ。内国化された貨物とは課せられた租税があるときはそれを納付したのち、輸入者の自由処分にまかされた輸入貨物または変形、修繕もしくは加工のために一時無税輸入を許され、かつ、変形、修繕もしくは加工をほどこされた輸入貨物をいう。輸入品に手がくわえられて別個の商品となって輸出される場合は国内産品の輸出である。内国化された貨物の輸出という場合には次のようなものが考えられる。

(1) 国内の消費のために適当な輸入手続きを経て輸入されたものは、内国化されたものである。それに手がくわえられて別個の商品になって輸出されるのは内国産の輸出であることは述べたが、なんら手をくわえられることなしに輸出される場合もありうる。この場合でもその貨物はすでに内国化されているのであるからその輸出は特別貿易方式においても貿易統計にふくまれる。

(2) 変形、修繕、加工のために一時無税輸入が許可され、かつ変形、修繕、加工が行なわれたならば、それは内国化されたことになるから、その輸出は特別貿易方式においても貿易統計にふくまれる。一時無税輸入とは、保税地域にはいる場合のほか、わが国の関税定率法第17条のように、一時無税輸入を認めている場合もふくむ。保税倉庫にいったんはいったが、もとのままの形で、あるいは改装、仕分け、混合程度の軽い手がくわわって輸出されるときは、いわゆる間接通過に該当するから特別貿易方式では貿易統計にふくめない。

以上述べたように、現に各国に行なわれている貿易統計が、一般貿易方式と特別貿易方式とに分かれているのは、その背後に通関業務の実際上の取り扱いが国によって異なるという事実があるためである。わが国は一般貿易方式を採用しているが、外国ではアメリカ、イギリス、オーストラリアなどが一般貿易方式に属し、イギリス植民地ならびにこれらより独立した国もまた一般貿易方式

をとるものが多い。特別貿易方式を採用している国は、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギーなどがあり、ヨーロッパ大陸諸国およびフランス植民地、ならびに旧フランス植民地だった独立国は特別貿易方式を採用している国が多い。

### III 統計除外品目

直接通過貿易はつねに統計から除外され、間接通過貿易は特別貿易方式をとる国で除外されることは前述のとおりである。このほか統計から除外されるものがいくらかある。条約付属書第1編X区によれば次のごとくである。

「この条約の規定により要求される外国貿易の統計表の作成に当たっては、

(1) 次のものは除外する。

(a) 輸出については内国船舶に供給される船用品

(b) 輸入については水揚げされる国によってその国内生産物と認められる漁業生産物

(2) 次のものは除外することができる。

(a) 商取引を伴わない貨物の一時的または永久的の輸入および輸出

(b) 輸出については、外国船舶に供給される船用品

(c) 微少な数量が輸入され、または輸出される貨物で、その数量がこの特定の貨物の全貿易に比較して無視することができるものと認められるもの

ところで、国際連合統計委員会は除外品目の実例を調査した結果、そのうち比較的重要な商品グループについて、次のような標準的取り扱いを勧告した。

(1) 除くべきもの

(a) 金

(i) 銀行用および貨幣用の金貨（発行、未発行を問わず）および金塊

(ii) 未精錬の金、金の粗鉱および精鉱を

ふくむ

(iii) 金の価格が全体の80%以上を占める半成品、スクラップ、金細工のくず、金の1次成型品(棒、条、箔)、金合金(塊または1次成型品)

(b) 所有者のある通貨と有価証券

銀行の貨幣、卑金属の貨幣、銀行券、その他の紙幣または有価証券で、すでに発行されて流通過程にはいっており、かつ所有者が明らかになっているもの。なお未発行の通貨などはその額面価額ではなく、印刷された紙、または刻印された金属としての価額で統計にふくまれる。

(c) 一時的な輸入および輸出

旅行者の家財、展覧会または研究のための商品、競技または繁殖のために一時的に入国を認められた動物、返却される容器など、限定された期間内に国外に送り戻されるとみなされるもの——の輸入および輸出。

(d) 軍物資

軍物資が海外の代理機関(大使館、軍隊をふくむ)による使用に限られる場合は、代理機関を出している国では輸出とみない。また代理機関が所在する国では輸入とみない。

自国軍のための軍物資の輸入は勧告では輸入に入れることになっている。しかし実際は軍機保持などの見地から入れていない国が多い。

(e) 漁獲物など

自国の漁船またはサルベージ船によって海上で直接荷積みされた魚、海産物、およびサルベージは輸入にふくめない。

(f) 船用品、機用品

船用品、機用品は一般に除外する。

(2) ふくむを可とするもの

以下の商品は実際には除外されている例も少なくないが、勧告ではふくめたほうがよいとしている。

(a) 銀

発行済みの銀の貨幣は除外されることは前述のごとくであるが、発行済み銀貨以外の銀は精鋳段階のものもすべて統計にふくむを可とする。

(b) 補修および修理

補修および修理のサービスは輸入にふくむ。

(c) 郵便による貿易

小包郵便、手紙郵便で送られる商品は輸出総額にふくめる。

(d) 船および航空機の貿易

新品の船および航空機は統計にふくむ。中古品はふくまない。

統計除外品目は貿易統計にふくまれないのであるが、しばしば貿易統計の外数として別表がつけられることがあり、また国連がふくめるを可としているような品目が実際には統計除外品目になって外数として別掲されたり、除外されないものまでも内数として別掲されたりすることも多い。

## IV 金額評価

輸出入金額は申告書によって申告された金額をもとにする(付属書第1編のII)。輸出についてはFOBをとり、輸入についてはCIFによる(付属書第1編III(a))。すなわち規定の文面は次のごとくである。

「輸入については仕出地渡し価格に、その仕出地から輸入国の国境までの運送および保険の費用を加えたもの、また輸出については輸出国の国境における甲板渡し、レール渡しまたは道路車両渡しの価格を使用しなければならない」。

輸出税、輸入税、その他の税は価額の中にふくめるのかどうかについては「輸入については輸入

国において課せられる輸入税、内国税および類似の公課は、価額から除外する。輸出国において課せられる輸出税、内国税および類似の賦課金は輸出された貨物に現実に課せられているかぎりふくまれる」と規定している。

価額の評価というのはかなり面倒なことでもあるので、各国の統計書が凡例に述べている評価方法というのは、しばしば規定から言えばこのようになるという定義づけで、実際税関での取り扱いはこれと異なる場合が相当あるのはやむをえないことであろう。

## V 数量単位

付属書VIの規定には「貨物の数量が重量以外の1または2以上の計量単位で示されるときは」とあって、数量単位としてはまず重量をとるべきこと、ついで他の単位をとってもよいことを含意している。日本では第1単位として重量単位を第2単位として他の数量単位をとっている。なお規定はひきつづいて「各単位、また単位の倍数の平均重量の推定を毎年の統計表に示さなければならない」とあり、数量の重量換算をなしうよう配慮すべきことを求めている。

さらに「重量については、同一の用語が異なった種類の貨物に適用される場合に、異なった意義を有することを十分に考慮して、総重量、純重量、および法定純重量のような用語の意義にかんする正確な定義を示さなければならない」とする。

重量以外の計量単位は正確に定義しなければならないとあるが、各国の統計書の注には必ずしもその定義が明白でない場合が多い。

## VI 統計地域

条約にしばしば現われる「当該統計の適用される地域」はこれを略して統計地域という。統計地域の範囲は各国の国内法の定めるところによる。たとえば日本では関税法施行令第94条が外国とみ

なす地域というのを定めて、逆に関税地域を定義している。

なお関税地域と統計地域の語義の差は、統計地域は「当該国の関税地域のほか、すべての保税倉庫その他税関の監務の下にあるすべての倉庫および蔵置場ならびに当該国に属するすべての自由港および自由地帯をふくむ」点にある。

統計地域の範囲について条約はなにも規定していないのではなく、第2編に国名表(統計が適用される地域)というのがあって、すべての国について統計地域の範囲を規定しているのであるが、1928年12月14日ジュネーブで調印されて以後修正がなされていないので現在では空文になっている。

統計地域は統計作成国の統計地域として問題になるばかりでなく、相手国としての統計地域としても重要な問題である。第2編の国名表が死んでしまった今日、これに代わる国名表がないので、各国の貿易統計における相手国の表示が実にさまざまであることは、国際比較の場合の大きな障害となっている。

## VII 統計期間

統計期間は「暦年(1月1日~12月31日)および暦月を使用しなければならない。もっとも、この条約が適用されるいずれの国においても暦年のほか、暦年と異なる統計平均を継続することができる」(付属書第1編X)

現在東南アジア地域では暦年をとっていない国はパキスタン(7月より翌年6月)、インド(4月より翌年3月)の2カ国である。

暦月というのはさらに問題がある。すなわち締切日がいづつになっているかが問題になる。エジプトの貿易統計を例にとってみると暦月の統計は15日から翌月15日までの期間に到着した申告書によっている。しかし年の統計は1月1日~12月31日

貿易統計の作られるもととなるところの輸出入までをとっている。

## VIII 商品分類

貿易統計の作られるもととなるところの輸出入申告書のたぐいは、申告者のまったく任意な商品名の記載がなされているから、それらをいちいちそのとおりに取り上げればおそらくは数十万にもそのぼる種類になるであろう。統計として表象する場合は、これらのある程度しぼらなければならない。そのしぼり方は国によってまちまちであるが、日本の場合は最もくわしい品目の段階でおよそ4000品目を数える。これらの品目をどのように分類するか、すなわち、最初にしぼった段階から、2段、3段としぼり上げてゆく過程をどのような原品によって行なうべきかは、実は一部の利用者にとってはあまり重要なこととは言えない。なぜならばたとえば実際の取引に関する情報の源泉として貿易統計を使いたいと考える人にとっては、品目は詳細に表示してあればあるほど便宜であって、分類というのは単に目ざす品目を見つけるための見出しにしかすぎないからである。ところが一部の利用者にとっては分類体系がひどく重要な問題に思える。たとえば、貿易統計全体を大まかに観察しようとする場合や、これになんらかの統計的解析を加えようとする場合のごときである。さらに分類が重要な意味を持つのは国際比較を行なう場合である。条約は最後の場合を考慮に入れて、一つの商品分類体系を提示しているが、現在では古くなってしまって、この分類はどこにも使われていない。現在最も多くの国で採用されているのは国際連合の制定した国際標準貿易分類(SITCと略称する)<sup>(注1)</sup>とブラッセルの Customs Co-Operation Council 制定にかかるブラッセル関税品目表とである(BTNと略称する)<sup>(注2)</sup>。アジア諸国においては、インドシナ3国と、インドネシアを除いては、おおむね国際標準貿易分類を採用し、インドシナ3国はBTNに準拠し、インドネシアは旧オランダ分類表をそのままひきつい

でいる。

(注1) 国際標準貿易分類(Standard International Trade Classification—SITCと略称)

SITCにはOriginal SITCとRevised SITCとがあり、以下では前者を旧SITC後者を新SITCと呼ぶことにする。

旧SITCは1950年に制定せられ、その後10年間改訂されなかったが、1960年にBTNとのつながりを考慮して改訂された。これが新SITCである。さきにアジア諸国がSITCを採用していると言ったのは、1961年までは全部旧SITCであり、新SITCに切り換えたのは1962年に日本とパキスタンがあるのみである。

新SITCも旧SITCも分類の原則は大筋では変わっていない。すなわち、加工度の低い商品から高い商品の順に分け、最後に雑の部を置いている。なおさきに商品の性質から貿易統計には掲ししないのを原則とすると述べた金とか通貨などはこの分類表にもっていない。したがってこれらのものを貿易統計にのせているところではSITCの品目コードにはないコードを用いている。

SITCの分類体系を旧SITCについてみると、次のようである。

大分類(Section) 10分類——コードナンバーは1桁で表示され0類より9類まで

中分類(Division) 52分類——コードナンバーは2桁で表示され、各類の中がそれぞれ10進分類により部に分かれる。

小分類(Group) 150分類——コードナンバーは3桁で表示され各部の中がさらにそれぞれ10進分類により節に分かれる

細分類(Item) 570分類——コードナンバーは5桁で表示され各節の中がそれぞれ百進分類により品目に分かれる。

SITCとしては5桁分類が最も詳細なものであるが、SITCを採用している国はそれぞれ5桁分類の下位分類として、それぞれの国情に合うようにさらに細分した分類をつけ加えている。日本の例では5桁の下に百進法による分類をつけ加えて、全体の品目コードの桁を7桁とし、インドでは5桁の下に百進法による分類を一つ付加したほか、これをさらに細分して、もう一つ百進法による分類をつけ加え、全体で9桁による品目分類を構成している。

次に新SITCについてみると、旧SITCとの間の類

著な差異は旧 SITC の 5 桁分類が百進法になっているのを整理して十進法に変え、3 桁分類の下を 4 桁分類としている点である。新 SITC ではなおこの下に 5 桁分類も設けているが全面的ではない。しかしこのため新 SITC は旧 SITC にくらべて、ほぼ 1 桁だけ分類がくわしくなっている。

(注 2) ブラッセル関税率表 (Brussels Tariff Nomenclature BTIV と略称。正式には 1955 Nomenclature for the Classification of Goods in Custom Ta-

riffs である)。

「関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約」の付属書として BTN が記載され、「関税協理理事会を設立する条約」によって理事会が設けられ、その事務局として Customs Co-operation Council がおかれている。この Council では BTN の解釈を決めるのであって、正確に言えば制定はしない。

(アジア経済研究所統計調査室長)

麦田人民公社史  
—— 研究参考資料 第55集 ——

河北省懷來縣 麦田人民公社 } 編  
中国作家協会下放労働鍛錬小組 }

麦田人民公社史 .....	編著者
麦田人民公社めぐり	
西山に根をおろすの記 .....	蘇中・張葆莘
西山——3つの書——柳仁——匪賊を服従させる——根をおろす	
小作料のしっこくのもとで、人間らしく解放される .....	張葆莘
ある神兵小隊—8区区小隊の記録 .....	齊蘭貞・張葆莘
八路军はまだいた——石二島——筆架山の日——張順屯を奇襲する——区小隊の日々	
帳面を締めくくってみる——1957年8月24日辛莊村社会主義弁論大会における演説 .....	王純
穀物が安くて農民が痛めつけられたのか、それとも穀物が高くて農民が痛めつけられたのか？— 食糧の統一買付け統一販売の実施はだれに有利か？——これからも食糧の統一買付け統一販売政 策を徹底して実行しよう——農業協同化の方向と農業協同化の優越性の問題について——伝家寨 村聯合高級社は成功裡に凶作の年を乗り越えた——労農同盟問題について	
公社の一日 .....	齊蘭貞・張葆莘
朝——家庭訪問をする書記——12匹の小豚をぶじに産ます——南山溝にて——風変わり	
倒算反対闘争 .....	許顯卿
辛莊第一組合 .....	許顯卿
協同組合化の旗じるし .....	齊蘭貞
富裕中農に追いつく——用水道——星火組合の血管——大きな組合だから技術者もそろい、一事 が万事問題はない——社会主義の水道の水が、飲めるようになった——躍進	
訪れた春 .....	顧反漁
5たび拡張された工場計画 .....	齊蘭貞
公社の誕生した日 .....	唐盛海
トラクターが来たぞ .....	齊蘭貞
麦田ダムの話 .....	蘇中・張葆莘
岔道河の歴史——水源地を訪ねて——郭技師の発言——工事現場(1)——工事現場(2)——工事現場 の外——エピソード	
摩天嶺南と北 .....	張葆莘
珍宝と神仙——現実の世界にも鳳凰はいる——児童食堂——敬老院(養老院)	
銀砂洞昔と今——八一マンガン鉱山小メモ .....	蘇戸
山はめざめた——伝説——8人の勇士——成長	
董長武 .....	齊蘭貞
麦田人民公社史の解説とあとがき	